

大規模小売店舗立地法に関する都の意見について

平成 14 年 11 月 26 日
産 業 労 働 局

大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)に基づき検討を進めてまいりました「ヤマダ電機テックランド石神井店」の新設に係わる案件について、本日、届出者に対して、大店立地法第8条第4項の規定に基づく都の意見を通知しましたのでお知らせします。

1. 店舗概要

店舗の名称	ヤマダ電機テックランド石神井店（新設）
所在地	練馬区南田中三丁目30番1号
設置者	有限会社東央
店舗面積	3,298平方m
営業時間	午前10時から午後9時

2. 経緯

1. 平成14年4月10日新設の届出
2. 平成14年11月8日大規模小売店舗立地審議会から答申
3. 平成14年11月26日都の意見を設置者に通知

3. 意見の概要

南方向からの来店車両について、右折入庫させる経路設定となっている。

しかし、ピーク時に右折待ち車両に起因する交通の阻害や交通容量の低下による渋滞の発生が予想される。

このため、右折待ち渋滞が発生しないように、具体的な交通対策を講じること。

4. 今後の手続き

届出者は、都の意見を踏まえて、届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を都に対して行う。

問い合わせ先
産業労働局商工部地域産業振興課
電話 03 - 5320 - 4840